

令和4年9月13日付け県公報第346号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年6月9日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

静岡市

2 作業の種類

公共測量（基準点測量）

3 作業期間

変更前 令和4年9月12日から令和5年3月31日まで

変更後 令和4年9月12日から令和5年9月29日まで

4 作業地域

静岡市葵区黒金町、静岡市駿河区南町、静岡市駿河区森下町の一部